

令和3年8月20日

各幼稚園長
各小・中・高等学校長
広島中等教育学校長
広島特別支援学校長
様

学 校 教 育 部 長
教 職 員 課
健 康 教 育 課
指 導 第 一 課
指 導 第 二 課
特 別 支 援 教 育 課
生 徒 指 導 課

「まん延防止等重点措置」の適用に係る感染防止対策の徹底について（通知）

文部科学省からの令和3年8月17日付け事務連絡（別添参照）のとおり、同年8月20日から9月12日までの期間、広島県等はまん延防止等重点措置が適用されることとなり、感染拡大への警戒を怠らず、感染の状況に応じて衛生管理マニュアル等に基づき感染症対策の徹底を図るよう依頼がありました。

また、同年8月17日開催（書面開催）の新型コロナウイルス感染症に係る第43回広島県対策本部員会議で「新型コロナ感染拡大防止集中対策」の内容が一部変更され、同年8月20日から集中対策重点区域に竹原市、東広島市、府中町、海田町、坂町が追加されました。

ついては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～2021.4.28 Ver.6（文部科学省）」の「レベル3」の行動基準及び別紙1に基づき、これまで以上に、感染拡大防止対策を徹底してください。

併せて、県内の12市町（広島市、三原市、廿日市市、呉市、尾道市、福山市、府中市、竹原市、東広島市、府中町、海田町、坂町）が集中対策重点区域に定められたことを踏まえ、別紙2により、教職員に対して公務外の行動も含め、改めて指導を徹底してください。

【担当】教職員課：松浦主事

（504-2511）

健康教育課：川本主任指導主事

（保健・安全係）山根指導主事

（504-2491）

指導第一課：三本松主任指導主事

（504-2486）

指導第二課：向井指導主事

（504-2487）

佐々木指導主事

（504-2704）

特別支援教育課：中岡指導主事

（504-2494）

生徒指導課：末本主任指導主事

（504-2815）